４　第３項の弁済は、各協定債権者が指定する金融機関口座に振り込む方法により実施する。ただし、振込手数料は、清算株式会社の負担とする。

５　各協定債権者は、清算株式会社に対し、清算株式会社から第３項の弁済を受けたときは、各協定債権の総額から第３項による弁済額を控除した残金につき、その債権を放棄する。

６　清算株式会社は、第３項の弁済後、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、速やかにこれを換価し、各協定債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を各協定債権額の割合に応じて支払う。ただし、割合弁済の結果生ずる１円未満の端数は切り捨てる。この場合においては、各協定債権者が前項の規定により行った残債権の放棄は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。

高知地方裁判所民事部

協定債権者名	元金額	元金割合
株式会社四国銀行	38,294,727円	20.30％
高知県信用保証協会	72,344,706円	38.40％
株式会社商工組合中央金庫	54,258,530円	28.80％
株式会社日本政策金融公庫	23,499,709円	12.50％

債権額（元金）合計188,397,672円

事業譲渡に関する株主総会の決議による承認に代わる許可

令和７年（再）第１８号

東京都新宿区西新宿１丁目26番２号32Ｆ

再生債務者　センエンジニアリング株式会社

決定の要旨　令和７年11月４日付け事業譲渡許可申請書にかかる事業譲渡について会社法467条１項に規定する株主総会の決議による承認に代わる許可をする。

令和７年11月19日

東京地方裁判所民事第20部

再生手続終結

小規模個人再生による再生手続開始